

第4回 新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会 議事要旨

≪日 時≫ 令和6年9月20日(金) 18:30~19:45

≪場 所≫ 新松戸市民センター 第2会議室

≪出席者≫[委員]

「新松戸七丁目町会」 3名

「新松戸西パークハウス管理組合」 3名

「コミュニティ五番街」 3名

「けやき会」 5 名

「市道1-826号沿線住民」 2名 (内代理 1 名)

「松戸市建設部」 建設部長、建設総務課長、道路建設課長、道路維持課長

[事務局]

「松戸市建設部」 7 名

[傍聴人] 1 名

≪資 料≫・第4回協議会 次第

・委員名簿

・ゾーン 30 の指定 要望書(案) ・横断歩道及び信号機の設置 要望書(案)

議 題

(1)交通標識の設置

(2)オービスの設置

(3)一方通行化

(4)ゾーン30の指定 要望書(案)

(5)横断歩道及び信号機の設置 要望書(案)

結 果

(1)交通標識の設置、(2)オービスの設置、(3)一方通行化

→ 交通標識の設置、オービスの設置、一方通行化については、架橋後の交通動向を踏まえて協議会の開催を行う。

(4)ゾーン 30 の指定 要望書(案)、(5)横断歩道及び信号機の設置 要望書(案)

→ 要望書を提出することについて、まとまらなかった。

議題について

凡例：「→」事務局の発言、「・」委員の発言、「()」事務局にて文脈を分かりやすくするため追加

(1)交通標識の設置、(2)オービスの設置、(3)一方通行化

事務局からの説明

- オービスの設置について補足がある。今回のオービスは、門型の固定式ではなくて、移動式のオービスによる取り締まりというものになる。
- 議題の(1)「交通標識の設置」、(2)「オービスの設置」、(3)「一方通行化」の3項目については、架橋後の交通動向を把握したうえで議論をする項目と考えているが、如何か。

協議内容

新松戸西パークハウス管理組合)

- ・ 一方通行化について、道路が開通した後の様子を見ながら協議するということは、開通当初は双方向通行で開通させるということによいか。
- 交互通行という形で供用をする。

新松戸七丁目町会)

- ・ 一方通行化の話については、そもそも協議するとかしないとかにはなってないと思う。
- 一方通行化については、するという意見としないという意見が両方あった。橋を架け、供用した状況になると車の動きというものが変わってくる。その中で、もう一度皆さんに考えていただくことを想定していた。

新松戸七丁目町会)

- ・ 協議会を一年間で締めようとなっているはずである。
- ・ その後にもし協議事項があれば、検討しようという形になっていると思うが、そうすると今のままだと継続するという案をそちら(事務局)が出していると受け取れる形になると思う。一年で終わろうと思っている。
- 架橋後、一年をもってという形でよろしいか。架橋供用の後に交通量調査であるとか、皆様がどんな感じなのかというところで議論して、その中で決まればと考えているところである。

【事務局まとめ】

- (1)交通標識の設置、(2)オービスの設置、(3)一方通行化については、架橋後の交通動向を踏まえて協議会を開催したいと思う。

(4)ゾーン30の指定 要望書(案)、(5)横断歩道及び信号機の設置 要望書(案)

事務局からの説明)

- 要望書がまとまって、提出をするとなった場合、松戸市建設部にて、松戸警察署へ持参する。けやき会が作った資料について、松戸警察署に確認しており、要望書を提出する際に、けやき会の方が同席して説明する予定となっている。

協議内容

【ゾーン30の指定】

コミュニティ五番街)

- ・ 西側(正しくは南側)の地区がゾーン30になることについて大いに賛成する。

新松戸七丁目町会)

- ・ もう一度市に聞きたいが、平成30年に要望をしている際に、警察の方が、南側の方は住宅が多くないため、必要ないとのことで、今のゾーン30の指定になっていると思っている。
 - ・ なぜ、今この状況になって要望書を作らないと、再度ゾーン30の要望ができないのか。以前に出しているのだから、我々の要望がなくても出せるのではないか。
- 今仰られたのは、ここの協議会で出さないといけないというご質問でよいのか。

新松戸七丁目町会)

- ・ ゾーン30の要望書を出したのは、どこからの依頼か。

コミュニティ五番街)

- ・ コミュニティ五番街の町会として提出している。
- ・ 改めて資料を付け直して、それからけやき通りを含めたもので再度お願いをするということでご理解いただくしかないのではないか。
- ・ 過去の問題なので、新たに出さなくていいだろうということではないと思う。

- 平成30年の南側の要望は五番街であるが、その前の平成28年(正しくは平成27年)の時に、北側と南側両方の要望を出していた記憶がある。
- そういう形の中で、平成28年には北側の指定になったと認識している。
- 協議会というものを立ち上げるにあたって、議題として5つのものを設定させていただいており、その中で協議会として、要望がまとまるのであれば出すということで、話をさせていただいている。

新松戸西パークハウス管理組合)

- ・ ゾーン30を南側に広げるというのは、新松戸西小もあるので、賛成である。
- ・ けやき通りを含めるか含めないかというのは、色々な意見があると思うが、100%賛成ではないが、あの地域の道路の安全ということで、皆さんが必要だとお考えということであれば、消極的ながら賛成である。

新松戸七丁目町会)

- ・ ゾーン30の南側は必要だとは思っている。
- ・ けやき通りの扱いは、慎重にすべきである。
- ・ ゾーン30の要望書というところについては、七丁目町会としての賛成反対はこの協議会の後半で一括して言わせていただくので、この場では一旦留保にさせていただきたい。

けやき会)

- ・ゾーン30の要望については、第3回で、その方向でいきましょうということで議論がまとまったという風に理解している。議論の後戻しをしていただきたくない。

※以下については、【横断歩道及び信号機の設置】内での協議内容であるが、【ゾーン30の指定】に関する内容であるため、【ゾーン30の指定】の協議内容に記載。

コミュニティ五番街)

- ・以前の会議(第3回協議会)で、ゾーン30の話が出た時に小学校をどうするか確認したら進めるというような動きの話がでた。
- ・今日の説明は、小学校も同意しているとのことであるから、この件はもう皆さん同意されたということでもいいのではないか。

新松戸七丁目町会)

- ・(ゾーン30要望書の要望内容は、)留保と言った。

【横断歩道及び信号機の設置】

新松戸七丁目町会)

- ・信号機の設置については、これは全員が賛成したという意見にはなっていないと思う。
 - ・信号機を設置することによって、信号の変わり際にスピードを上げ、危なくなることも考えられる。B地点は同じ丁字路なのに信号機が無いということで、向こうの方がもっと道路幅が広いのに付いていない。
 - ・(信号機を)設置することを前提としていませんねという話で終わったと理解している。
- 信号機を設置するというのではなく、交通動向を見て必要かどうかを判断するというような意図でよろしいか。
- 曖昧な言い方になってしまっているが、状況によって、今の段階では付けるのではなくて、交通動向をみてからという意図で、文章は作っている。

新松戸七丁目町会)

- ・すぐに付けるのではなく、供用開始した後に交通動向を見て、信号機が必要なかどうかを見極めるということだったと思う。
- 信号機の設置という表現のところで、橋ができた後、車が通行して交通動向がみえると、その中で考えていくというような表現ということではよろしいか。

新松戸七丁目町会)

- ・確かに交通動向で、安全策を考えないといけないのは確かである。
- ・要望書のタイトルに、横断歩道及び信号機の設置について要望すると書いてあるので、信号機の設置そのものをタイトルでは要望をしている。

- ・（要望書の）下書いてあるのは、言葉の言い方によってはいいかなと思うが、タイトルにこう書いてしまうとそのまま要望していると読み取れるので、ここを変えていただきたい。

けやき会）

- ・ 信号機と横断歩道は、あった方が良くに決まっているではないか。横断歩道がない道路なんて考えられない。
- ・ 信号機の設置については、条件を警察が考えると思うが、横断歩道と信号機がないことは考えられない。

新松戸西パークハウス管理組合）

- ・ 横断歩道と信号機について、最初の会議では、両方ともマストと言った。それはなぜかという、けやき通りがあ幅員で真っすぐ橋にぶつかって丁字路になると、人と車も相当スピード出さだろうと、ゾーン30の話は別にして、ゾーン30でもスピード出す車はスピードを出す。だから、信号機と横断歩道は必要ではないかと。
- ・ なおかつ、一方通行という話もあったので、三叉路なので信号をつけることによって、時間差の一方通行になるという話もしたと思う。
- ・ ところが、道路幅員については、議論の対象ではなく、既に5m で決まっているということで、実際に工事が始まって、私も現場を見ているが、あれでは、車はスピードを出しようがない。怖くてスピードを出せない。そうするとゆっくり走る。横断歩道は必要だと思う。
- ・ まず、横断歩道を設置した道路を作って、実態を見たうえで、信号機の設置を検討すればいいと思う。

新松戸七丁目町会）

- ・ 信号機の設置に関しては、慎重に考えてほしい。
- ・ 信号機というものは、我々にとっては非常にストレスがある。それを避ける傾向性があるのは、認識していただければと思う。

新松戸七丁目町会）

- ・ 新しく架かる橋のところの交通の話は出るが、七丁目として、他の場所まで考えないとダメだろうと、色々な状況が起きるといふそこまでの議論に全然広がらない。ゾーン30も他のこともそうである。
- ・ けやき会が出している内容を認めるか認めないかだけの話になっていて、一切協議になっていない。
- ・ けやき会が作られた資料を持って、警察に要望書を出す時にけやき会が同行され、そこでその資料を出されるのだから、なんの意味もない。
- ・ ゾーン30が必要であれば、七丁目町会で話をする。信号機、横断歩道も同様である。
- ・ 協議会としての要望書を出すなどと言わない。ただ、七丁目町会は連名から外させていただく。
- ・ それでも、その要望書を出すのか。住民の総意として出すのか。そこは事務局としての見解を聞きたい。

- ・ 住民の総意というところを散々と言ってきた。七丁目は町会に入っていない方もいっぱいいらっしゃる。総意を全部とるのは無理ですということを言っている。総意にはならないと思う。
- ・ 七丁目が連名に入らなくても、要望書を出すのか。委員の意見を集約して、住民の総意として出すのか。
- ・ 一切、七丁目の交通安全の協議にはなっていない。
- ・ 例えば、ゾーン30の要望を出したとして、そこに何かくっついてきてしまうかもしれないという危惧を持っている。「信号機、横断歩道」の信号機を外しました。でも、なんかいつの間にか入ったりするわけである。
- ・ 七丁目の他の地域にも車が流れ込む結果になると思う。
- ・ 1-826 号の東西にある道路、あそこはあんまり車の通りがない。それが、変わることを懸念している。そういう議論まで広がらない。
- ・ 協議も何にもなっていないので、そんなので安易に連名も出せないし、我々は住民の総意を取って、ここで OK している訳でもない。
- ・ 住民の方から交通事情がこんなになってしまったけれども、どういうことと言われてしまう。市に協議会で町会の名前を出されてしまった時に、なにも反論ができない。
- ・ 出すのであれば、町会としてちゃんと話をしに行く。

新松戸七丁目町会)

- ・ この協議会のタイトルが、「新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会」となっているが、タイトルのとおり、七丁目の橋のところに安全対策ということでやるのであれば、賛成ということで考えていた。
- ・ 始まってみたら、話題がけやき会と市の和解した内容に限定されている。
- ・ けやき会との和解内容に限定された内容に関してだけ協議するということに段々違和感を持っている。
- ・ 出来上がっている道路をみんなどう思っているかという、あんなに狭くなるのかという話が出てきている。
- ・ 要望書として、この程度の内容のことだけ要望するということでは、七丁目町会として(名前を)入れるのは辞めたいと思っている。

→ 横断歩道の設置を望まれることには賛成か。

新松戸七丁目町会)

- ・ ノーコメントである。

【事務局まとめ】

→ (4)「ゾーン30」ならびに(5)「横断歩道及び信号機の設置」につきましては、今日もまとまらなかったなので、事務局で持ち帰させていただいて、次回の方針等々決めさせていただく。改めて市から皆様にご連絡させていただく。

【橋の工事の進捗状況についての説明】

- 橋の開通は、10月の下旬を予定している。
- 具体的な日にちの目途がたったら、現地の看板にてお知らせするとともに、チラシの配布にて地域の皆様にお知らせさせていただく。

けやき会)

- ・ カラー舗装や車がスピードを出ないようにすることなどの全部を10月中にできるのか。
- カラー舗装についても、10月下旬の開通時には、終わっている状況を想定している。

コミュニティ五番街)

- ・ 横断歩道も付けないのか。
- 横断歩道については、議論しているところなので付かない。

松戸市委員からの意見)

- ・ 協議会の中で色々な意見をいただいたかと思う。
- ・ 七丁目町会さんからは、連名での要望書ではなく、名前を抜かれないという話をいただいた。
- ・ 一度検討させていただきたいと思いますので、また後日、ご連絡させていただきたいと思う。

以上

(案)

松 建 総 第 号
令和 6 年 月 日

松戸警察署長 様

松 戸 市 長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

新松戸七丁目けやき通り南側地区におけるゾーン30の指定について

このことについて、下記のとおり要望いたします。

記

1 要望者

新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会

【協議会構成員】

新松戸七丁目町会

新松戸西パークハウス管理組合

コミュニティ五番街

けやき会

市道1-826号沿線住民

松戸市建設部

2 要望書

別紙1のとおり

3 要望場所

松戸市新松戸七丁目79番周辺

4 要望位置図

別紙2のとおり

問合せ先

建設部 建設総務課

担 当 関戸、毛利、山口

電話番号 047-366-7357

要 望 書

別紙2、要望位置図にある範囲において、ゾーン30の指定について要望します。

流山市木地区区画整理事業やつくばエクスプレスの開通を契機に、同地区の市街地が大きく進展し、新松戸七丁目と南流山地区の間に人々の往来が活発化してきております。

また、流山市木地区の大型商業施設が順次開業し、地域の交通の流れに大きな変化が生じ、生活道路に多くの車両が流入している状況にあります。

この地域内の道路の一部は、新松戸西小学校への通学路として指定されているとともに、多くの高齢者の方々が生活しております。

新松戸七丁目地区のゾーン30につきましては、けやき通りから北側は平成28年度に指定され、南側についても、平成30年度に要望をしておりますが指定されていない状況にあります。

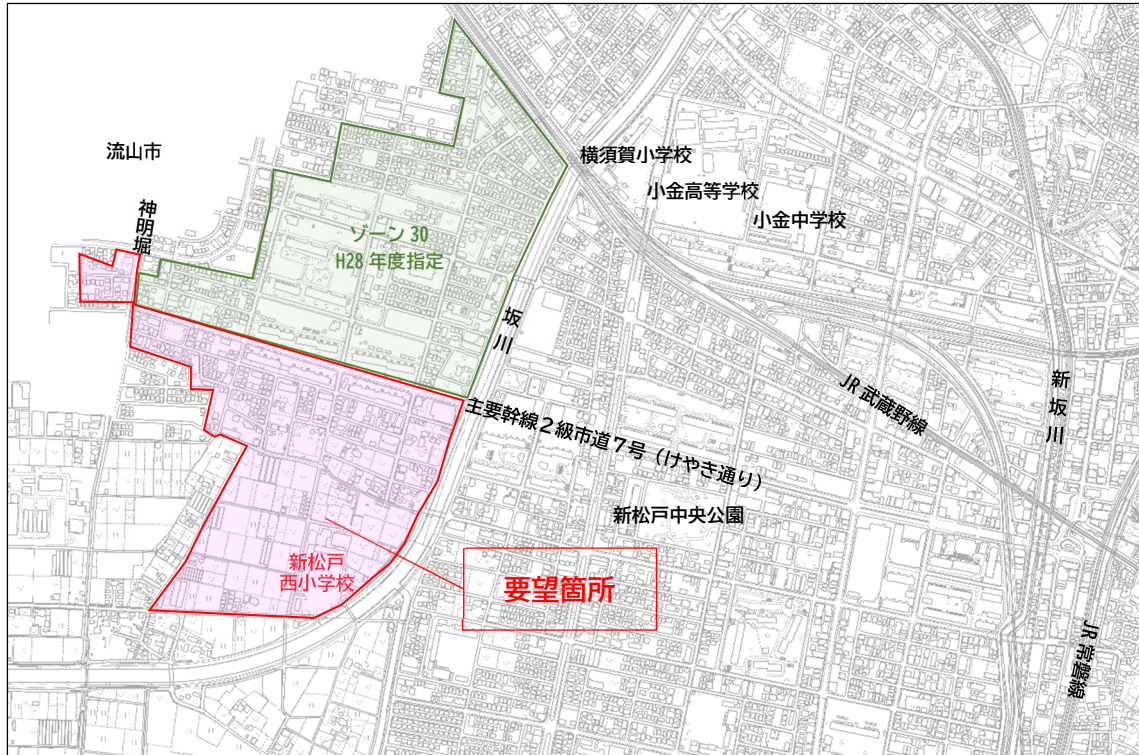
しかしながら、新松戸西小学校からは、通学時間帯であっても速度超過の通過車両が多いことから、児童が危険な思いをしたこともあるとの報告も受けております。そのため、通学児童と車との接触事故等が起きないように、ゾーン30の指定を強く求められており、今回要望しているゾーン30の指定範囲についても、新松戸西小学校の意見を反映させたものとなっております。

また、橋の開通により交通状況が変わることが懸念され、新松戸西小学校の通学路やその周囲のけやき通り南側地区の生活道路において、児童や歩行者の安全を確保するため、けやき通り南側地区(けやき通りを含む)におけるゾーン30の指定について要望します。

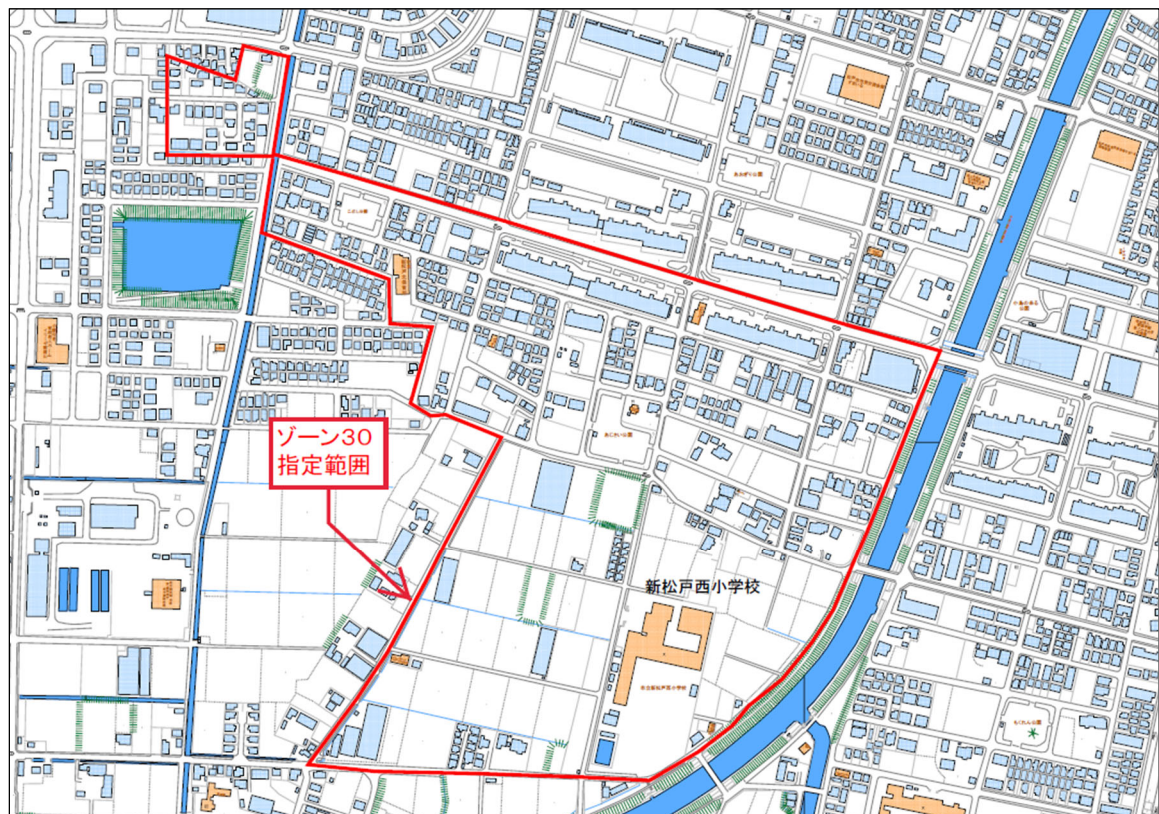
要望位置図

別紙2

案内図



詳細図



(案)

松 建 総 第 号
令和6年 月 日

松戸警察署長 様

松 戸 市 長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

新松戸七丁目けやき通り等における横断歩道及び信号機の設置について

このことについて、下記のとおり要望いたします。

記

1 要望者

新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会

【協議会構成員】

新松戸七丁目町会

新松戸西パークハウス管理組合

コミュニティ五番街

けやき会

市道1-826号沿線住民

松戸市建設部

2 要望書

別紙1のとおり

3 要望場所

松戸市新松戸七丁目 446 番地先

4 要望位置図

別紙2のとおり

問合せ先

建設部 建設総務課

担 当 関戸、毛利、山口

電話番号 047-366-7357

要 望 書

別紙2、要望位置図にある交差点において、横断歩道及び信号機の設置について要望します。

流山市木地区区画整理事業やつくばエクスプレスの開通を契機に、同地区の市街地が大きく進展し、新松戸七丁目と南流山地区の間で人々の往来が活発化してきております。

また、流山市木地区の大型商業施設が順次開業し、地域の交通の流れに大きな変化が生じ、生活道路に多くの車両が流入している状況にあります。

現在、神明堀にかかる架橋工事が進められており、橋を含めた道路整備が完了すると、松戸市と流山市とが結ばれ、道路環境が変化することになります。

架橋部の交差点付近には神明堀に沿った通路もあり、橋が開通すると歩行者、自転車、自動車の錯綜が懸念されるため、横断歩道を設置することで歩行者の動線を明確にし、また、橋が開通した後の交通動向により信号機を設置することが交通事故の防止に繋がると考えております。

そのため、けやき通り及び市道1-824号の交差点での横断に対する歩行者の安全を確保するとともに、交通の円滑化を図るため、横断歩道及び信号機の設置について要望します。

要望位置図

案内図



詳細図

